



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは ↗

マイナポータル



受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



マイナンバーカードの健康保険証利用 特定健診情報・診療/薬剤情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・診療/薬剤情報**を閲覧すること*が可能になりました。

* 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

どんなことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有できることで、より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

* 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報*
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)*
- メタボリックシンドローム基準の該当判定*
- 特定保健指導の対象基準の該当判定*

* 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の過去の診療情報および医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬の情報です。

*薬剤情報には注射・点滴等も含みます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去の診療情報* (医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名など)
* 2022年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為の情報が参照可能（2021年9月以降に行われた診療行為に限る）
* 診療行為名は、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流が対象
- 過去のお薬情報* (医療機関・薬局名、調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など) * 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能